

電子入札における書面参加について

電子入札対象の入札に書面により参加する場合の入札の手順については、以下のとおりです。

(1) 書面参加を希望する場合は、電子入札の入札書受付締切日の前日（前日が開庁日ではない場合は、その直前の開庁日）の午前12時までに書面参加移行承認申請書（様式第1号）を検査契約課（市役所本庁舎4階）に持参して提出してください。（郵送、FAXでの提出は受け付けません。）

(2) 検査契約課から、書面参加移行（承認・否認）通知書（様式第2号）をFAXで通知します。（なるべく早い時期に様式第1号の提出をお願いします。）

(3) 様式第2号により書面参加の移行が承認された場合には、書面参加者は、入札書（電子入札書面参加用）（様式第3号）に必要事項を記載して押印したものを封筒に入れて封印し、封筒に入札者の商号又は名称及び入札案件名等を記載したうえで検査契約課に持参して提出してください。提出期限は、電子入札の入札書受付締切日時と同じです。

※ 書面参加の場合は、「入札書」に押印が必要です。

(4) 工事費内訳書等の提出を求める案件の場合においては、書面で作成した工事費内訳書等を入札書とともに提出してください。工事費内訳書等は入札書に同封せず、別封筒にて提出してください。封筒には入札書の封筒と同じ内容を記載し、「工事費内訳書」と記載してください。

※ 書面参加の場合は、「工事費内訳書」に押印が必要です。

(5) 提出された入札書は、市職員が提出順に1番から順に番号（以下「提出番号」という。）を付与します。

(6) 提出期限までに提出された入札書は、開札予定日時以後、入札事務に関係のない職員2名の立会いのもと、提出番号順に市職員が電子入札システムに登録を行います。（電子くじ用の3桁のくじ番号の記載がない又は記載内容が不明瞭である場合は、開札時に電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定します。）

(7) 登録完了後、速やかに開札を行います。

※ 書面参加者の場合、落札者決定通知書に表示される入札書提出日時は、(6)で登録されたデータが電子入札システムサーバに付随する記憶装置に記録された日時となります。

※ 様式は [鳥取市HP](#) > 事業者向け情報 > 工事・測量等業務 > 制度・様式 > 鳥取市公共工事関連要綱・要領集 > 鳥取市建設工事等電子入札実施要綱からダウンロードしてください。

鳥取市建設工事等電子入札実施要綱（抜粋）

（書面参加）

- 第11条 書面参加を希望する者は、公告等で指定する入札書受付締切日の前日（前日が開庁日ではない場合は、その直前の開庁日）の午前12時までに書面参加移行承認申請書（様式第1号）を契約担当課に持参して提出し、書面参加移行（承認・否認）通知書（様式第2号）により発注者の承認を得なければならない。
- 2 書面参加は、次の各号のいずれかに該当し、電子入札手続の進行に支障がないと認められる場合に限り承認するものとする。また、書面参加に係る承認は当該入札案件に限り有効なものとする。
- (1) ICカードの登録内容に変更があり、再取得の手続を行っている場合
 - (2) ICカードの破損等により、再取得の手続を行っている場合
 - (3) 入札参加者の電子計算機の通信障害等により、電子入札を行うことが困難な場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合
- 3 書面参加に移行した時点以前に、当該入札参加者が電子入札システムを使用して行った入札手続は、有効なものとして取り扱う。
- 4 第1項の規定により書面参加へ移行することについて承認を得た者（以下「書面参加者」という。）は、次に定める方法で入札に参加する。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- (1) 入札書（電子入札書面参加用）（様式第3号）に必要な事項を記載して押印したものを封筒（中身が透けないもの）に入れて封印し、封筒に入札者の商号又は名称及び入札案件名等を記載したうえで契約担当課に持参して提出する。
 - (2) 工事費内訳書等の提出を求める案件の場合においては、書面で作成した工事費内訳書等を入札書とともに提出する。この場合、工事費内訳書等は入札書に同封せず、個別に提出することとする。
 - (3) 前2号に掲げる書類の提出期限は、公告等で指定する入札書受付締切日時と同一とする。
 - (4) 第1号及び第2号の規定により提出された書類は、開札予定日時までの間、提出を受けた部署において厳重に保管するものとする。

（開札）

- 第15条 開札の方法は、次のとおりとする。
- (1) 開札は、事前に設定した開札予定日時以後、速やかに行う。ただし、書面参加者がある場合には、当該書面参加者が提出した入札書の内容を電子入札システムに登録した後に開札を行うものとする。
 - (2) 開札には、入札事務に関係のない職員2名を立ち合わせて行うものとし、入札参加者は開札に立ち会うことはできないものとする。
 - (3) 市長は、開札の結果、落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、電子入札システムの機能を使用した電子くじによるくじ引きを実施し、落札者を決定するものとする。この場合において、入札書提出時に電子くじ用の3桁のくじ番号の入力又は記載がない若しくは記載内容が不明瞭である場合は、開札時に電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。